

## インフルエンザ(H5N1を除く)の流行に備えて

### 1 インフルエンザ流行期における対応

インフルエンザ流行期とは

- 東京都にインフルエンザ注意報または警報が発令されている期間**  
東京都感染症情報センターのホームページで確認できます <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>
- 本校にインフルエンザに罹患した生徒がいる期間**  
本校教職員間で迅速に情報を共有し、感染拡大防止に努めます

- (1) 37.5 度以上の熱があり、悪寒・頭痛・関節痛・咽頭痛・咳・鼻水等の症状が認められた場合、学校においては早退し、家庭においては登校を見合わせ、医療機関を受診してください。
- (2) インフルエンザと診断された場合は、通常通り**出席停止**になります。  
(※) 但しこの期間に限って、上記の症状があつて早退・登校を見合わせ、医療機関を受診した結果、インフルエンザでなかった場合（以下、インフルエンザ疑いと称す）でも、受診・検査に要した時間は出席停止扱いとします。

※この対応は、インフルエンザ流行期限定です。上記症状で受診すれば、常に出席停止となるわけではありませんので、ご注意ください。

### 2 出席停止期間と自宅療養について

- (1) 学校保健安全法で「発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日（幼児にあつては、3 日）を経過するまで」と定められています。裏面をご確認ください。
- (2) 医師の指示を守り、十分療養してから登校するようにしてください。

### 3 再登校と出席停止の手続き

- (1) 医師から登校許可が出たら、学校所定の「学校感染症による欠席届」に保護者が記入し、医療機関から発行された診療明細書または領収書（コピーも可）と共に、学校（クラス担任）に提出してください。確認後、診療明細書または領収書はお返しします。
- (2) インフルエンザ疑いの場合も同様の手続きを行ってください。

### 4 その他

- (1) 再登校後は、無理のないスケジュールで、少しずつ学校生活に復帰してください。
- (2) 学校では、うがい・手洗い・教室の換気を徹底し、マスクを 1 人 1 枚携帯し、咳エチケットを遵守する等して感染を予防するよう心がけてください。

**裏面で出席停止期間を  
確認しましょう。**

学校保健安全法(平成 24 年 4 月 1 日改正)によるインフルエンザの出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」です。

## インフルエンザ!?

### 登校再開はいつになる?



※



発熱中



解熱



登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間								
3日間								
4日間								
5日間								

※1

※3

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※3 表中の「発熱期間」の最後の日に解熱したとします。

★ ★抗インフルエンザウイルス薬の効果もあり、多くの患者で発症から解熱までの期間が短縮される傾向にあります。しかし、解熱してもインフルエンザウイルスは体内に残存しており、有意な感染性も持続します。また、一旦下がった熱が再び上昇する二峰性の熱型（A型インフルエンザに多い）が見られることもあります。出席停止期間をきちんと守り、感染拡大防止と一日も早い本人の回復に、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

★ ★解熱とは、一般的に37℃を下回る体温を意味しますが、平熱が高い等、解熱の判断が分かりづらいときは、主治医の指示に従ってください。